

## アダム・スミスの「文明」概念

野原慎司

### I はじめに

アダム・スミス<sup>1)</sup>には社会の発展段階論とし

1) 以下アダム・スミスの原典からの引用に際しては, Liberty Fundのリプリント版 (Glasgow edition of the works and correspondence of Adam Smith) での各シリーズを用いた。慣例に従い, *An Inquiry into the nature and causes of the Wealth of Nations* ed. R. H. Campbell, A. S. Skinner, and W. B. Todd (1981: Reprint of 1979 version) (WN), *The Theory of Moral Sentiments* ed. D. D. Raphael, A. L. Macfie (1982: Reprint of 1976 version) (TMS), *Essays on Philosophical Subjects* ed. W. P. D. Wightman and J. C. Bryce (1982: Reprint of 1980 version) (EPS), *Lectures on Rhetoric and Belles Lettres* ed. J. C. Bryce (1985: Reprint of 1983 version) (LRBL) と略記する。“Lectures on Jurisprudence” report of 1672-1673 (LJ(A)), “Lectures or Notes from the Lectures on Justice, Police, Revenue, and Arms delivered in the University of Glasgow by Adam Smith, Professor of Moral Philosophy, report dated 1766” (LJ(B)), “Early Draft of Part of *The Wealth of Nations*” (ED) については, いずれも *Lectures on Jurisprudence* ed. R. L. Meek, D. D. Raphael, and P. G. Stein (1982: Reprint of 1978 version) に収録されている。なお邦訳については, WNについては水田洋監訳, 杉山忠平訳『国富論(一)～(四)』(岩波文庫, 2000-2001年)を, TMSについては水田洋訳『道徳感情論(上)(下)』(岩波文庫, 2003年)を, LJ(B)とEDについては, 水田洋訳『法学講義』(岩波文庫, 2005年)を用いた。EPSについては水田洋ほか訳『アダム・スミス哲学論文集』(名古屋大学出版会, 1993年), LRBLについては水田洋・松原慶子訳『修辞学・文学講義』(名古屋大学出版会, 2004年)を用いた。引用にあたっては, 邦訳をで

て四段階理論<sup>2)</sup>(生活様式で区別された, 狩猟社会, 牧畜社会, 農業社会, 商業社会の四段階の発展する社会という考え方が存在するが, 他方で「未開 savage」(あるいは「野蛮 barbarous」) — 「文明 civilized, civilization」という二段階の社会の段階論も存在する。このうち四段階理論については, 『法学講義』や『国富論』で比較的厳密に理論化されている。両者の関係については, 田中正司氏が, 『[[法学] 講義』は, もとより, 法と「政府の起源」論として, 四段階そのものの歴史的考察を基本としていたのに対し, 『国富論』は, 第四段階論であるため, 四段階そのものの歴史的考察よりも, 未開—文明の対比的考察による「文明社会」としての市民社会の経済的分析が中心になって」おり, したがって, 『国富論』においては, 狩猟, 牧畜, 農業の三段階を一括して未開とし, 完全な分業が成立した商業社会との対比考察を行ったのだと解釈する<sup>3)</sup>。アンドルー・スキナーもほぼ同様の見解を採用している<sup>4)</sup>。

きる限り尊重したが, 必要に応じて訳文の変更を行った。また, 英語の原語を補足した箇所もある。なお, 原典からの引用に当たっては, 原書の略記号のあとに, 全集版の部・篇・章・節符号を表記し, 邦訳のページを“/”記号の後に付記した。

2) 四段階理論の史的展開については, Ronald L. Meek, *Social science and the ignoble savage*, Cambridge University Press, 1976. を参照せよ。

3) 田中正司著『アダム・スミスの自然法学』, 第二版, (御茶の水書房, 2003年)。12-13頁。

4) Andrew S. Skinner, *A System of Social Science*, Clarendon Press, 1979/田中敏弘他訳『アダム・スミスの社会科学体系』, 未来社, 1981年。

あくまで生活様式、すなわち経済的範疇に基づく区別に限り、狩猟、遊牧、農業の各社会（このうち農業社会とは分業成立以前の粗放な段階）を未開状態として、商業社会（分業の全面化した状態）を文明社会とする理論的な整理でよいであろう<sup>5)</sup>。しかし、未開—文明という対比構図は、『法学講義』や『国富論』のみならず、『道徳感情論』にも表れているのであるが、方々に散在するように広範に、しかも「文明化した civilized」という語の意味の厳密な定義も、「文明社会」という状態が全体としていかなる状態であるかの概括的な定義もないままに用いられている。スミスが「文明社会においては」という前置詞句に導かれる形で表現したのは、四段階理論のような生活様式の範疇に限定されず、習俗、統治のあり方など多様な、社会全体の状態に関わるものであった。しかも、「未開人 savage の貧困は、文明国民の名に値する that deserves the name of a civilized nation あらゆる〔国〕の内の最も卑しい市民の貧困よりもはるかに際立っている」<sup>6)</sup>と述べていることから、「civilized」という語が、ある社会の状態全体を表現する用語として、単に他の多くの同義語の一つとしてというわけではなく、意図的に用いられていることが分かる。本稿の課題は、「civilized」という語でスミスが包含させている様々な用法を網羅的に整理することにある。

## II 言語的考察

本論に入る前に、「civilized」という語について簡単に概念的な整理を行いたい。OEDによると、「civilized」という語は「文明の状態 state of civilizationにある」ということを意味しており、「civilization」という名詞形は、刑法上の訴訟を民事に変えるという特殊な用法を

別にすると、「文明化した状況、状態、すなわち人間社会が発展し、あるいは前進した状態」として定義されている。その活用形のもととなった「civilize」の語はフランス語の「civiliser」に由来するという。

「civilized」の語はイギリスでは、1611年から用いられている。だが、他の様々な英単語と同様、フランスにおけるその後の用法の変化から英語での用法も影響を受けたと見てよいであろう。例えば、スミスが『法学講義 (Aノート)』において「police」の語の語義として引用したのは、ほぼ同時代に刊行されたフランス語の書物における用法であった<sup>7)</sup>。なお、OEDによると、「civilization」の語の初出は1772年であるとされているが、天羽康夫氏は、それより5年前に『市民社会史論』でファergusonにより用いられていたと指摘する<sup>8)</sup>。「文明国民 civilized nation」、「文明社会 civilized society」はヒュームの『政治論集』にも散見される語であり、18世紀にはよく使用されていた<sup>9)</sup>。

そもそも、「civilized」の語のもととなるフランス語の「civiliser」（あるいはその活用形である civilisé）の語は、「洗練された poli」、「教化された policé」と、しばしばほとんど同義語として用いられてきた多くの概念のうちの一つで、これらの概念により、宮廷人が自らの行動の特殊性、程度の高さを表そうとした語であるという。例えば、「磨く polir」（その活用形が poli）という語は、比喩的に「civiliser」と同義語として用いられたのであるが、「civiliser」とは、人間どうしのあいだで、物の場合と同じように、あらゆる種類の「粗野な」とげとげしさや不均衡をなくすこと<sup>10)</sup>であり、したがっ

7) *Ibid.*, i. 2.

8) 天羽康夫著『ファergusonとスコットランド啓蒙』、(勁草書房、1993年)、179頁。

9) 同上書、179-180頁。

10) ジャン・スタロバンスキー著、小池健男・川那

5) *WN*, V. i. a. 42, 44/(3)372-373.

6) *LJ(A)*, vi. 27.

て「civiliser」には、「洗練」，狭義には宮廷人や貴婦人に見られる行動や教養などの「上品な」人間を意味していたのであった<sup>11)</sup>。そして「振る舞いの抑制」や「上品さ」のような上流階級の自意識を示す語であった「civilisé」の語は、遅くとも1750年代には、ミラボー、ルソーにより、社会一般の性格である「文明化 civilisé」として用いられるようになっていた<sup>12)</sup>。すでに1694年刊行のアカデミー・フランセーズのフランス語辞典では、「civiliser」は「丁寧に、礼儀正しく、社交的にすること；すなわち習俗を洗練すること *Rendre civile, honneste, & sociable; polir les moeurs*」<sup>13)</sup>と定義されており、その用例として「ギリシャ人の商業は野蛮人を洗練させた *Le commerce des Grecs a civilisé les Barbares.*」と記されている。

なお、「civilized」と同じく、「civil」の派生語である「礼節、洗練 *civility*」にも見られる。ラテン語の「*civilitas*」に起源を持ち、フランス語の「*civilité*」に由来する「*civility*」の語は、元来「市民であるという状態」を意味していたが、そのうち「善き市民であること」あるいは秩序に沿った行動を意味するようになり、結果として「*politeness*」と同じ意味を16世紀中旬には持つに到ったという<sup>14)</sup>。

なお、*OED*において「*civilization*」の語の初出とされていることから知られているボズウェルの『サミュエル・ジョンソン伝』中、

部保明訳「病のうちなる治療薬—啓蒙の時代の人為に対する批判と正当化」（法政大学出版局，1993年），21頁。

11) 同上書，22～24頁。

12) ノルベルト・エリアス著，赤井・中村・吉田訳『文明化の過程（上）』（法政大学出版局，2004年（新装版：初版1977年），119-120頁。

13) “Civiliser”, in *Le Dictionnaire de L'Academie Françoise* (Reprint: Tokyo: France Tosho Reprints, 1967), p. 193.

14) “Civilian”, in *Dictionary of Word Histories* ed. by Glynnis Chantrell, Oxford U. P., 2002.

1772年3月23日における，サミュエル・ジョンソン『英語辞典』の編纂をめぐるボズウェルとジョンソンのやりとりにおいて，既刊の辞書中における「*civility*」の一語で二つの語義を兼ねるやり方よりも，「*civilization*」の単語を追加するようボズウェルが求めたのにたいして，ジョンソンは拒否し，「*barbarity*」の対照語としては「*civility*」の方が相応しいとした<sup>15)</sup>。このやりとりから分かるのは，「*civility*」の語が「*civilization*」の語と，当時すでに互換的に用いられていたということである。その当のジョンソンの『英語辞典』においては，「*civility*」の語は，三つの語義を有しているが，第一に，「野蛮さを脱すること。すなわち文明化された状態 *the state of being civilized*」という社会状態を示す語義であり，第二に，「洗練 *politeness*，丁寧さ *complaisance*，すなわち行動の優雅さ *elegance of behavior*」という行動様式の洗練を示す語義であり，第三には，「上品さの規則，すなわち洗練の慣行」という第二の用法から派生した語義が存在した。そのうち，問題となるのは，第一の語義であろうが，「*civilize*」とは，「未開さと蛮行 *savageness and brutality* を矯正する *reclaim* こと，すなわち日常の生活術において陶冶する *instruct* こと」<sup>16)</sup> という意味とされている。したがって，「*civility*」の語，ひいては「*civilized*」という状態が指すのは，野蛮さを脱し，社会における全般的な人々の行動様式一般が洗練されている状態のことであるといつてよいであろう。

また，「*civiliser*」には，「市民の *civil*」という語の変化した語であるということを端的に示すニュアンスも存在するが，それは「*civiliser*」の語が，「*police*」から変化した「*police*」

15) James Boswell, *The life of Samuel Johnson*, 1791, volume 1, p. 358. (中野好之訳『サミュエル・ジョンソン伝1』（みすず書房，1981年），496頁）。

16) “Civility” and “civilize” in *A dictionary of the English language* ed. by Samuel Johnson, 1755.

や「礼儀正しさ、洗練 *politesse* (英語では *politeness*)」と同義にも用いられたことから示される。「市民にふさわしく」あること、すなわちポリス共同体の秩序、相互の義務、法律に従うという意味で人々が「洗練されて」いる<sup>17)</sup>、というニュアンスも「*civiliser*」の語は持っていたということであろう。したがって、「*civilized*」の語は、それが社会全体を形容する場合には、「統治体の秩序のもとにある」、あるいは「人々が市民に相応しい秩序だった行動をしている」(社会)というニュアンスを元来は持っていたということになろう。「*civilized*」の語の「洗練」の含意には、このように人々の政治的行動様式の洗練をも含むものであった。このことはまた、「*civilisé*」、英語の「*civilized*」の語の「洗練」の内実が複合的であることを示すものでもあろう。

このようなニュアンスの複合性の初期近代における継続は、「*civilized*」と同様の流れをたどって、ポリスに関する表現として出発しながらその後「礼儀正しさ、洗練」の意味を持つに到った「*politesse*」の語においても見られる。フランスの教会史家で、最初の膨大な教会史の著作を刊行したことで知られているクロード・フルリーは、古代イスラエル人の習俗に見習うべきものがあるとの考えを示した(したがって同時代の習俗の批判をも含意していた)『イスラエル人の習俗』(1681年)において、「私はここで、洗練 *politesse* 一般を、野蛮な国々 *nations barbares* から区別する、すべてのことと解釈している。言ってみれば、一方で、人間性、礼儀 *civilité*、生活での交流 *commerce de la vie* における友情と尊敬のあらわれであり、他方では、物事における慎慮、行動の繊細さと優雅さ、つまりは、われわれがポリス的 *politique* と称しているものすべてなのだ<sup>18)</sup>と述べ

ている。このように、「*politesse*」の語は、「礼節」という意味から出発して、広く習俗の「洗練」を意味していたのであるが、その核においては、「ポリス的 *politique*」すなわち、「ポリス・政治体の一員(市民)としてふさわしい」という意味のニュアンスが継続していた。これと同様の変化がおそらく「*civilized*」の語にも生じたと推測することも可能である。「*civilisé*」、英語の「*civilized*」の語が社会全体を形容するものとして用いられた後も、スミスに即して見ることで後に分かるように、その語義における複合性は継続しているのである。

したがって、「*civilisé*」、英語の「*civilized*」の語は、狭義の礼節・習俗のみならず、政治的行動様式をも含む、幅広い洗練という意味があったのである。さらに言えば、洗練という語感そのものが、「洗練されていない」人々・状態との対比により成り立つものであり、洗練としての「*civilized*」が、「*civilized society*」のように社会全体を形容するものとして用いられると、それは社会全体の洗練、すなわち進歩というニュアンスを含むことにもなる。このようにして、「文明化」を意味する語としての「*civilized*」が生じたのであろう。

### Ⅲ 概念的整理

さて、ここからは、スミスの著作に表れる「*civilized*」という語の用いられ方の変遷を、網羅的に時系列順に追いたい。

#### 1 『エディンバラ評論』への寄稿文

『エディンバラ評論』への寄稿文(1756年)において、つとに知られているように、スミス

105. なお、この箇所の翻訳は、フェヌロン著、朝倉剛訳『テレマックの冒険(上)』(現代思潮社、1969年)の訳註(24)(273-274頁)にもあり参照させて頂いたが、訳文については一部修正を行った。

17) スタロバンスキー、前掲書、24-26頁。

18) Claude Fleury, *Les moeurs des Israelites*, 1681, p.

は、ルソーからの引用文において、「civilized」の語を、「人は、野蛮状態と文明状態とでは Man...in his savage, and man in his civilized state」<sup>19)</sup>と用いている。スミスの分析では、マンデヴィルの社会進化観からルソーは影響を受けており、マンデヴィルは、原始状態を悲惨なものとして、ルソーは幸福なものとして描くという相違があるが、その下に通底する社会の進歩観が存在するという。不平等およびそれを維持する正義の諸法=統治機構の存在が、二社会の分岐点なのだという。それはスミスの『法学講義』や『国富論』に受け継がれる見解である。しかしながら、スミスは両者を批判的に捉えており<sup>20)</sup>、この著作では、スミス自体の社会進歩観自体は明らかにされていないものの、いずれにせよ、この時点ですでに、野蛮と文明という対比での社会の進化の捉え方がスミスに存在していた。

## 2 『天文学史』

この著作は、1795年に遺稿を出版したものであるが、本文に1758年に現れるはずとされた彗星の予測についての記述があることから、それ以前に執筆したものであると推測されている<sup>21)</sup>。

文明と未開との対比の表現は、スミスが哲学の起源を説明する際に出現する。そもそもスミスにおいて、哲学とは、自然における一見ばらばらで矛盾に満ちており、したがって想像力に混乱をもたらしている、「この不協和で支離滅裂な諸現象の混乱状態に、秩序を導入し、想像力のこの乱れをしずめ」<sup>22)</sup>るものであった。それは、一見ばらばらなそれらの諸現象に結合の鎖を見つけ出すことをもってなされるとした。

スミスによれば、「人類は、法、秩序、安全

が確立される前の社会の初期の時代には、自然は一見ばらばらな諸現象を統合している、諸事象のかくれた鎖を発見しようとする好奇心をあまりもたなかった。生計が不安定で生活が毎日最も粗野な危険にさらされている野蛮人 savage は」<sup>23)</sup>、哲学を探究しようとしなかった。「野蛮人」あるいは「未開状態の人びと man in his uncivilized state」<sup>24)</sup>は、彗星などの驚きを起こす不規則な対象に畏敬し、虹のような美しい対象に感謝するのであるが、このようにして不規則な自然現象を、悪魔、魔女などの多様な目に見えない知的存在に帰すことから、迷信や多神教が生じ、「野蛮人」のあいだで哲学の代わりに信じられたのだという。なお、ここでは、生計が不安定であること、法と統治が確立されておらず安全がないということがその背景として指摘されている<sup>25)</sup>。

だが、「法が秩序と安全を確立し、生計の不安がなくなると、人類の好奇心が増大し、恐れは減少する。(中略)自己の弱さを感じる機会 はほとんどなく、強さと安全を意識する機会がきわめて多い、文明社会 civilized societies で育ったすべての人々が身につけている寛大と快活さは、この結合の鎖として、彼らの粗野な先祖の恐れと無知が生み出した、見えない諸存在を採用する気持を減少させる」<sup>26)</sup>。

この文明社会における生活の安定と安全に支えられて、人びとは自然の諸現象の外観上の不一致に驚異し、そこから、哲学が生じる。哲学は、利益への期待からではなく、驚異から生じるといっているのである<sup>27)</sup>。このようにして、「世界の西方の諸地域で、最初に文明社会の状態に達した国々は、ギリシャと、そのシチリア、イタ

23) *Ibid.*, III. 1/28頁.

24) *Ibid.*, III. 1/29頁.

25) *Ibid.*, III. 1-2/28-31頁.

26) *Ibid.*, III. 3/31頁.

27) *Ibid.*, III. 3/32頁.

19) *EPS*, 15/332頁.

20) *Ibid.*, 11-12/327-330頁.

21) *EPS*, note to IV. 74/100頁.

22) *Ibid.*, II. 12/26頁.

リア, 小アジアの植民地<sup>28)</sup>であり, そこで「あらゆる種類の洗練と改善 *civility and improvement*<sup>29)</sup>」が生じ, したがって哲学が生じた。なお, この節において, その他にも, 古代アテナイ人を「最も文明的な人びと *the most civilized*<sup>30)</sup>」と表現する際に, 「*civilized*」の語が用いられている。

全体としては, ここでは, 未開と文明とを分ける境界は, 生計の安定, 統治と法の確立による安全の確保にあった。文明社会においてはそれが確保されているからこそ, 人々は「迷信」を脱し, 哲学を開始したというのである。このように, 文明社会とは, 経済的安定および法と統治に人々が服することによる秩序の確立や経済的安定に基づきつつ, 知的好奇心の純粋な開花と知的諸能力の向上をも生む社会でもあった。

### 3 『道徳感情論』

次に『道徳感情論』(初版は1759年刊行)について検討しよう。

まず, 初めに触れておきたいのは, スミスは, 「文明諸国民 *civilized nations*」を「洗練された国民 *polished people*<sup>31)</sup>」とも言い換えているということであり, このことは「*civilized*」はやはり「洗練 *polished*」を意味するものとして用いられていることを示す。

さて, スミスは主として以下の二つの用法で「*civilized*」の語を用いている。

第一に, 「諸情念が洗練されている状態, したがって習俗が洗練されている状態」にある社会を示す際に, 「*civilized*」の語を用いている<sup>32)</sup>。

例えば, 第2部第3篇第2章「偶然性のこの影響の範囲について」において, 「もっとも文明化した *most civilized* 国民の法においても, もっとも野蛮な *barbarous*」民族の法においても, すべての人間の感情にある不規則性のために, 規律の緩和があると述べる<sup>33)</sup>。「文明化した国民の人間愛 *humanity of a civilized people*<sup>34)</sup>」との表現も存在する。社会的情念の洗練での区別が, 文明と野蛮を区分する一つの規準となっている。

さらに, 第5部第2篇「道徳的諸感情にたいする, 慣習と流行の影響について」において, 「文明化した諸国民 *civilized nations*」のあいだでは, 「人間愛にもとづく諸徳 *the virtues which are founded upon humanity*」が, 自己否定と諸情念の規制にもとづく諸徳よりもよく育成されるとした。まったく逆に, 「粗野で野蛮な諸国民〔民族〕 *rude and barbarous nations*」のあいだでは, 自己規制の徳の方がよく育成されるという<sup>35)</sup>。そして「文明化した」時代を象徴的に, 「礼節と洗練 *civility and politeness*の時代」, そして「人間愛と洗練の時代 *ages of humanity and politeness*<sup>36)</sup>」と表現している。

礼節と洗練と人間愛というのは文明時代の特徴の意であり, 「*civilized*」の語の含意すべてを覆っているわけではない。しかしながら, 「*civilized*」の語が, 礼節・人間愛を中核とする行動・社会的情念の面で人々が洗練されている状態を示すものとして用いられていることを示すものである。

同様に, 「未開人 *savage*」との対比で, 「文明化した諸社会 *civilized societies*」という表現が登場し, また, 「野蛮人 *barbarians*」との対比での, 「文明諸国民 *civilized nations*」

28) *Ibid.*, III. 4/32頁。

29) *Ibid.*, III. 5/33頁。

30) *Ibid.*, III. 2/29頁。

31) *TMS.*, V. 2. 11/(下)85。

32) この用法のものとして, 以下本文で挙げているもののほかに, *Ibid.*, (V. 2. 13/(下)88頁) (V. 2.

15/(下)89頁) (V. 1. 8/(下)61頁) が存在する。

33) *Ibid.*, II. iii. 2. 4/(上)262頁。

34) *Ibid.*/同上。

35) *Ibid.*, V. 2. 8/(下)76-77頁。

36) *Ibid.*, V. 2. 9/(下)79頁。

や、「大陸におけるふたつのもっとも洗練された国民 polished nations であるフランス人とイタリア人」<sup>37)</sup> や、「文明化した国民と野蛮な国民 civilized and barbarous nations のあいだでの」<sup>38)</sup> という表現が、文明化した国民は自己規制を未開人ほど必要としないという文脈で登場する。自己規制の程度の違いは、態度の適宜性の規準の違いにあるが、その違いは特定の社会段階における人々の諸情念・習俗面の洗練に基づくのであった。さらに、つねに生存の危機にさらされる未開社会では、自らの情念を抑圧する自己規制が要求され、したがって偽善・偽装も標準的な態度となるが、生存の危機にさらされることがあまりなくなる文明社会では、自己規制が前者ほど必要ではなくなり、相互に率直で素直で、友人たちにおけるような開放性を以て相互に交わることが可能になるという<sup>39)</sup>。このように、スミスにおいては、「文明社会」とは、「人間愛」の社会、すなわち人を人として互いに尊重する社会であり、そこではもはや未開社会のように自らの諸情念を自己規制して仮面をかぶる偽善をそれほど要求されず、互いに打ち解けた、楽しい会話や交際という、交歓が大に行われる社会でもあった。

第二に、「統治体制が洗練されていること、あるいは人びとがその統治下にあり、法の支配と秩序が確立している状態」を示す際に、「civilized」の語を用いる用法が存在する。

例えば、第2部第2篇第1章「それらふたつの徳の比較」において、すべての人に強制されるべきものである正義と強制されるべきではない慈恵とを比較しているくだりにおいて、「同等のひとつのあいだでは、各個人は生まれながら、そして市民統治の設立に先立って Among equals each individual is naturally, and

antece-dent to the institution of civil government」<sup>40)</sup>、相互の侵害から自己を防衛する権利を持つが、親切や慈恵は強制に適さない。対して、「すべての文明国民 all civilized nations の法律……」<sup>41)</sup>により、たびたび為政者は両親と子にそれぞれ扶養する義務を負わせているが、それは為政者が相互侵害の禁止のための権力のみならず、「公共社会 commonwealth の繁栄を促進する権力をも信託されている」<sup>42)</sup>ためである。ここでは、統治体制の確立した状態に人々があるのかどうか、文明状態の前提となっている。

また、第6部第4篇「さまざまな著者たちが、良俗の実際的な諸規則を、とりあつかってきたそのやり方について」において、「粗野野蛮 rudeness and barbarism」との対比における「文明化した諸国民 civilized nations」<sup>43)</sup>という表現が出てくるが、そこでは社会における人々の有り様（風習）の違いが、正義についての自然的感情が正確で精密かどうかの違いでもあると考察されている。「文明」とは、礼儀のような行動様式のみならず、正義についての人々の考え方の精密度・洗練度という規準をも含んでいるということである。

総じて言えば、『道徳感情論』において「文明 civilized」という社会状態においては、統治体制が安定的に確立し、法の支配が確立しており、人々が正義についてより精密な感情を有し、人々は未開状態ほど生命の危機におびえる必要がないことが前提として含意されている。そのように安全が確保され、秩序が維持され、あるいは生存の危機にさらされることのない社会であるからこそ、人々は、諸情念を未開社会ほど自己規制せずすむことができ、したがって人を人として尊重し、多様で広範な人々の交

40) *Ibid.*, II. ii. I. 7/(上)210頁。

41) *Ibid.*, II. ii. I. 8/(上)212頁。

42) *Ibid.*, II. ii. I. 8/(上)212頁。

43) *Ibid.*, VII. iv. 36/(下)397-398頁。

37) *Ibid.*, V. 2. 10/(下)82-83頁。

38) *Ibid.*, V. 2. 10/(下)84頁。

39) *Ibid.*, V. 2. 10/(下)82-86頁。

流により交歓し、そこから諸情念の洗練が可能になる社会として、文明社会は捉えられていると言えよう。このことはまた、スミスの「文明社会」観が、分業・交換関係という利害関係に基づく人間関係からなるという経済社会としての側面、あるいはこう言ってよければ利益社会(ゲゼルシャフト)としての側面のみ限定されないことをも意味する。「文明社会」とは、お互いの人格の尊重に基づく意思的な交流が行われる社会としての側面をも持つものであった。

年代順という規準から少し外れることにはなるが、ここで『道徳感情論』第6版(1790年)における「civilized」の用法について触れたい。

第6版第6部第2篇第1章「他の人びとの幸福に作用しうるかぎりでの、個人の性格について序論」において、法の権威が十分に確立していないがゆえに国家による安全保障が十分ではなく、したがって家族の強い結びつきを要する「牧畜諸国pastoral countries」<sup>44)</sup>との対比において、法の権威が確立し国家による保護が十分であり、したがって前者ほど家族・親族の団結を要さず、その結びつきが薄れる「商業諸国commercial countries」という表現が登場する。後者の状態は「この文明の状態this state of civilization」と言い換えられており、その程度はスコットランドよりイングランドの方がながくかつ完全であるという<sup>45)</sup>。人々の交流・団結が家族中心の前文明段階から、幅広く多様な交流・社交を特徴とする文明状態へと移行して明確に把握されている<sup>46)</sup>。

44) *Ibid.*, VI. ii. 1. 12/(下)119頁。

45) *Ibid.*, VI. ii. 1. 13/(下)120頁。

46) その他にも、第6版には、マルクス・アウレリウスを論じた段で、「好人物の皇帝、世界のうちで文明化した部分全体の絶対主権者The good-natured Emperor, the absolute sovereign of the whole civilized part of the world」(*Ibid.*, VII. ii. 1. 37/(下)266頁)という表現が登場する。(少なくとも盛期

#### 4 『修辞学・文学講義』

さて、1672年11月から1673年2月にかけての講義の学生によるノートである『修辞学・文学講義』について見てみよう。

スコットランド・ゲール語圏の人々やアフリカ海岸の未開民族のような、「野蛮で文明化がもっともおくれた諸民族Barbarous and least civilized nations」<sup>47)</sup>では、散文は発達しないが、詩はよく発達する。それは、彼らが、労働の後の娯楽と休息の一部として踊りを楽しみ、その踊りには音楽と詩がつきものだからであった<sup>48)</sup>。対して、文明社会では散文が発達する。散文の改良をもたらすのは富裕と商業であるが、「富裕と商業は、技芸の改良とあらゆる洗練に先行するのがふつうである」<sup>49)</sup>からである。なお、ここで技芸の改良と風習の洗練が、商業の必然的帰結ではなく、あくまで必要条件であるとスミスがしていることに留意する必要がある。富裕と商業の状態にあっては、「多くの人が生活のために労働する必要がなく、自分の趣味によくあったことに従事し、そのあらゆる形態において快楽を追求するということが、必然的におこるにちがいないからである」<sup>50)</sup>。先述のように、スミスは、『天文学史』において、生活が安定し、安全が確保される社会状態(文明社会)になり、好奇心がそれ自体としてはじめて深く追求されて哲学が生じたとしたが、同様に、文明社会となり、ある程度余裕のある人々が多くなると、快楽をそれ自体として追求するなかから散文などの技芸が生じるとしたのである。

ここで、スミスは具体例としてアテネを挙げる。ギリシャのうちで「最も文明化されていた

帝政期の)ローマを文明段階とみなしていたという例である。

47) *LRBL*, ii. 113/235頁。

48) *Ibid.*/同上。

49) *Ibid.*, ii. 115/235頁。

50) *Ibid.*, ii. 115/236頁。



the most civilized of any」<sup>51)</sup> アテネでさえ、ペルシャが遠征してくるころまでは、哲学と技芸は、まったく無視されていた。しかし、「商業が、諸植民地で開発されてきて、大陸で繁栄し、それとともに富と技芸と洗練をもたらし」<sup>52)</sup> たと述べて、ギリシャの植民地で哲学と技芸が発達し、それらがアテネ本国に流入・発展したという。

このように、商業と富裕、そして安全の保障という前提の上に、技芸と哲学が開花する必要条件が整うというのが、スミスの認識であった。そして、技芸と哲学が開花する前提となる、安全で、商業と富裕が開花するが、まだ技芸・哲学が十全に発達していない社会状態も、そこから発展して技芸と哲学が開花する社会状態をも含めて、スミスは「文明社会」と捉えていたと考えられる。このように、「文明社会」とは、静態的なものではなく、それ自体、ある内的な発展過程を含むものであった。

## 5 『法学講義 (Aノート)』

さて、次に、『法学講義 (Aノート)』(LJ(A) (1762年12月-1763年1月6日(講義自体は4月13日まで行われた))を検討したい。

Aノートでは、「civilized」の語は、以下の5つの用法で用いられている。

第一には習俗の洗練としての用法であり、「私法・遺言相続」を論じた段において、死者の遺言を遵守することは、人間性とその洗練を示し、「文明化された風習という点でかなり前進したconsiderable advances in civilized manners」人々でないと期待できない。そして、ほとんどの諸国でそれが導入されるのはかなり後の時代であることが分かると述べ<sup>53)</sup>、『道徳感情論』同様、習俗の洗練として「civilized」の語が用

いられている。

第二に、商慣習の洗練という用法があり、「私法・契約」についての部分で、口約束は「野蛮で文明化されていない諸民族barbarous and uncivilized nations」<sup>54)</sup>のあいだで最もよく用いられると述べ、商業の初期段階、商業が拡大する前の状態(ギニア海岸の黒人)での商慣習に言及している。そして、商業が拡大し様々な契約形態が必要になった状態との対比が行われている<sup>55)</sup>。

第三に、法慣習の洗練という用法があり、「私法・不法行為による対人権について・復讐およびその代替としての法」の節において、復讐は野蛮で非人道的な習慣であり、「最も洗練された諸国民civilized nations」のあいだでは廃止されていると述べている。スコットランドやイングランドでは復讐は廃止されているが、ユダヤの法(目には目を歯には歯を)や十二表法やオランダの一部の法律には残るとする<sup>56)</sup>。

また、「私法・殺人と謀殺(殺害事件の調停)」において、「文明諸国民civilized nations」においては、殺人への刑罰は死刑であるが、「野蛮な諸民族barbarous nations」のあいだでは、より罰則は軽かった。その理由は、「そのような社会の初期の諸時期における政府の脆弱さにあり、それは個人の諸問題への干渉を非常に扱いにくくする」からであった<sup>57)</sup>。文明状態と

54) *Ibid.*, ii. 53-54.

55) *Ibid.*, ii. 54-56.

56) *Ibid.*, ii. 123-124.

57) *Ibid.*, ii. 95. なお、「nation(s)」の語は、本来同一の訳語をあてるのがふさわしいとも考えたが、「野蛮民族」には、国家をほとんど持たないとスミスがする狩猟民族が含まれているので、「国民」の訳語はふさわしいように思えなかった。また、「文明国民」は、必ずしも同じ民族でもない複数の民族が、同一の国家のもとにある状態を指すことから、「文明民族」のように訳すことがふさわしいように思えなかったので、「民族」「国民」と訳し分ける慣例を踏襲することにした。

51) *Ibid.*, ii. 117/237頁.

52) *Ibid.*/同上.

53) *Lj(A)*, i. 151.

は、死刑のような個人に死を命ずることやそれを実行することができるほどに、政府の力が拡大し、それが社会全体に行き渡っている状態のことを指しているのである<sup>58)</sup>。

第四に、恒常的な統治が確立し(統治面での洗練)、人々がそのもとに服しているという用法があり、例えば、「統治の原理・効用と権威」の節において、最高権力の一部は、初期の政府では不安定であったが、「すべての文明国 civilized country」では、絶対的なものとなっていると述べる<sup>59)</sup>。統治機構の発達と、その支配に人々が服する状態が、「civilized」という状態に含まれていることが分かる。

また、「ギリシャにおける恒常的な統治形態発生のかきかけ」において、ギリシャのなかでは、「アッティカ[アテネを中心とする地域]は、はじめに「文明化 civilized」し始め、恒常的な統治形態になった<sup>60)</sup>と述べる。その「文明化 civilized」の過程とは、地理的条件から、いまだ遊牧段階にあるアッティカにおいて恒常的統治が成立したというものであった。そこで築かれた安定性から(土壌の豊かさもあって)、農業段階への移行がおこった。さらに、交易の活発化により諸学問と技芸の改良も進んだとしたのである<sup>61)</sup>。(なお、Bノートの該当箇所では、アッティカにおいては農業段階への移行がまず起き、そこから恒常的統治が形成されたとして<sup>62)</sup>、より生活様式に基づく四段階理論とそれに呼応した統治組織の発展という図式に沿った形に整理されている)。

第五に、『国富論』と似た、分業が完成した社会としての「civilized」の用法である。

昨日の講義内容の概略を振り返る段において、スミスは「未開状態よりも文明状態 civil-

ized state than in a savage state での方が、いかに生活の必需品と便宜品がはるかに多く人類に供給されるか<sup>63)</sup>と述べている。そこで振り返る対象となっている当該の講義において、スミスは「civilized」と「savage」の対比も、「civilized」という用語も用いてはいない。しかしながら、「飲食物や衣服のような、通常単なる庶民の労働の対象とみなされているものを供給する技術を、ほとんどすべての法律と規則は促進する傾向にある。法と統治でさえそれらのものをその最終目的、究極の対象としているのである。法と統治によりその国の住人には、安全に所有している土地の自由と安定が与えられ、その恵み深い影響からはすべての様々な技芸と学問の改善に余地と機会を与えられる。法と統治は富者を、彼らの富の貧者による暴力と強奪から守り、そのようにして、多様な個人の様々な程度の能力、勤労、精励から自然にそして必然的に生じる人類の富の有用な不平等を維持する。法と統治は、侵略する外敵の不正な攻撃の危険からその臣民を守り、技芸を培う暇を人に与え、生活の便宜品と呼ばれるものを追求できる余地を与える<sup>64)</sup>と述べる。

したがって、冒頭の「civilized」の状態とは、所有権の保護が確立しているような統治体制を主要な前提としていることが分かる。しかしながら、生産物の潤沢な供給に資するものとして、学問や技芸なども挙げており<sup>65)</sup>、そのような統治体制が「civilized」という状態の全体を覆うわけではない。

同様に、分業の利益を説く段において「civilized」という社会状態に言及する用例が他にも3箇所(civilized countries/ of the meanest citizen of any thing that deserves the name of a civilized nation/civilized state)<sup>66)</sup> 登

58) 法慣習に関する用法は、他(ii, 131, 132)にある。

59) *Ibid.*, v. 132. 同様の用法が、他(iv. 57-58)にある。

60) *Ibid.*, iv. 57.

61) *Ibid.*, iv. 57-63.

62) *LJ(B)*, 30-33/51-53頁。

63) *LJ(A)*, vi. 25.

64) *Ibid.*, vi. 18-19.

65) *Ibid.*, vi. 20.

66) *Ibid.*, vi. 26-27.

場しているが、そのうち前の2箇所は「savage」との対比において用いられている。

結論としては、法と統治の洗練を基底としつつ、習俗のみならず、商慣習・法慣習における洗練というニュアンスを「civilized」の語は帯びることになる。ここで重要なのは、文明か否かの基準となるのは、法と統治が存在するかどうかではなく、あくまで法と統治が社会の秩序原理として確立しているかどうか（統治の洗練）という規準に基づくということである。なぜなら、未開とみなされている遊牧社会において、すでに法と統治は成立しているからである。また、諸々の法慣習の洗練としての「civilized」が文明か否かの基準となっていることから、私的所有権の確立のみならず、様々な「洗練」が「civilized」が指す法と統治の状態には伴うことが分かる。さらに、『国富論』に共通して、分業が成立した社会（経済的洗練）という意味での「文明化civilized」の意味も帯びることになる。

## 6 『国富論初期草稿』

さて、『国富論初期草稿』（1763年4月の直前）においては、「分業論」のなかで、「文明社会civilized society」が6箇所<sup>67)</sup>、「文明諸社会civilized societies」<sup>68)</sup>の語が2箇所、未開人との対比で用いられている。後に『国富論』につながる未開—文明の二元論が全面的に用いられている。

例えば、「すべての様々な技芸による、したがって分業による生産の膨大な増加というものは、そこでの財産の不平等にもかかわらず、あらゆる文明社会civilized societiesで生じるのであるが、そこでは普遍的な富裕が最下層の人々にまで広がっている」<sup>69)</sup>との表現がある。

法学講義の一部に見られるように<sup>70)</sup>、分業が広範に行われるような社会状態として、「civilized」という社会状態を述べている。

## 7 『法学講義 (Bノート)』

さて、『法学講義 (Bノート)』（1763-1764；講義自体は、1763年10月から12月まで）を次に取り上げよう。4つに用法を分類した。

第一に、Aノートと同じ法慣習の洗練としてのcivilizedがある<sup>71)</sup>。

第二に、四段階理論に基づく用法が存在する。例えば、「文明国民a civilized nation」<sup>72)</sup>とか、「野蛮民族とやや文明化した国民barbarous nations and those that are a little civilizedのあいだには、ひじょうに大きなちがいが」<sup>73)</sup>という表現が登場する。これらの表現については、四段階理論のうちの、狩猟社会、牧畜社会という生活様式の発展と、牧畜段階の成立に伴って登場する首長に率いられ、強力な軍事力を持つ統治形態の成立について述べた段で触れられている。そこでは牧畜民について「野蛮barbarous」な状態とみなされており、それと対比して「civilized」な状態について言及されている。「やや文明化した」とは農業社会の段階を指したものと思われる。農業社会はそれ自体ではスミスにとり完全な文明社会の段階とはみなされていなかったこと、かといって完全に「野蛮」な社会段階ともみなされていないということを示すものである。

第三に、分業、あるいは経済状態に基づく用法が存在する。「家族法・主人と召使」において、「文明社会civilized societyにおいてよりも、野蛮社会barbarous societyでのほうが、奴隷制はがまんで」<sup>74)</sup>として、「文明社会civilized

70) *LJ(A)*, vi, 25, 26, 27.

71) *LJ(B)*, (9/29頁) (183/234頁) (196/251頁).

72) *Ibid.*, 22/43頁.

73) *Ibid.*, 29/49頁.

74) *Ibid.*, 137/171頁.

67) *ED*, 1, 3, 4, 6, 10.

68) *Ibid.*, 10, 24.

69) *Ibid.*, 10.

society」と「野蛮社会 barbarous society」での奴隷制を比較した部分において、前者は「富裕な国 opulent country」、後者は「開化していない国 uncultivated country」と言い換えられており<sup>75)</sup>、富裕というのが文明社会の一つの核にある概念であることが分かる。

より直接的に分業に関連して、「分業が分割されていない非文明国 uncivilized country」と、分業が成立した富裕な文明社会との比較が行われている<sup>76)</sup>。他に、「文明社会 civilized society」では、たしかに分業があるのだが、平等な分割があるのではない」との表現もある<sup>77)</sup>。

第四に、統治の洗練に関連した用法が存在する。「生活行政・財産税」において、スミスは、富裕の進行が遅い原因を分析して、それは分業の全面化が阻害されているからであるとした。その阻害要因として、様々な生産を可能にするだけの資本蓄積が社会全体として行われていないという自然的障害に軽く触れたのち、国内統治による分業の抑圧について論じ始める<sup>78)</sup>。農業と商業の発展をそれぞれ阻害するような統治政策について述べた後、社会の公務を無報酬で行うような政府は富裕の進展を遅らせるとして<sup>79)</sup>、その例証として、政府の巨大化に伴い、国家直属の地代だけでは必要歳出を賄えないことを論じたくだりで、「われわれは、文明国 civilized country の政府が野蛮国 barbarous one の政府よりもはるかに費用がかかるということが出来る。われわれが、ひとつの政府が別の政府よりも費用がかかるというとき、それは一方が他方よりも、改良において進んでいる farther advanced in improvement than another というのと同じなのである。政府に費用がかかり、国民が抑圧されていないということは、そ

の国が富裕だということである。文明国においては、野蛮国では必要とされない多くの費用が必要である。陸軍、艦隊、要塞、公共の建物、裁判官、収入官吏が、維持されなければならない、もしそれらがなおざりにされれば、混乱がおこるだろう<sup>80)</sup>と述べる。

ここでの背景となる文脈は、分業の全面化した社会段階（すなわち四段階理論中の商業社会）とそれ以前の諸段階との対比である。分業を阻害するものとして国内統治の抑圧について述べていることから、分業の全面化を可能にするような社会段階（商業社会）への移行は、生活様式の洗練と統治様式の洗練の両者が合わさってこそ全面的になしうるものであると考えていることが分かる。「civilized」の語には、核心に「洗練」の意があることから分かるように、「civilized」とは生活様式・統治形態という異なる分野を横断したある総合的な社会状態についての概念であった。

また、Aノートと違いかなり縮約された版であること、Aノートにはかなり欠落している生活行政論の部分があることが、Aノートとの違いを生んでいるように思われる。Aノートにはなかった「文明社会 civilized society」という語が登場している。

## 8 『国富論』

さて、最後に『国富論』（初版は1776年刊行）の検討に入りたい。

『国富論』においては、「civilized」の語は、「文明社会 civilized society」とそれと同系の表現「civilized country」、「civilized nation(s)」を中心として用いられているが、当然のように、分業の完成した（したがって経済的に繁栄している）社会（経済的洗練）という用法が圧倒的に多い<sup>81)</sup>。

75) *Ibid.*, 137/170-171頁。

76) *Ibid.*, 211/269頁。

77) *Ibid.*, 213/271。

78) *Ibid.*, 285-289/353-357。

79) *Ibid.*, 307-309/377-379。

80) *Ibid.*, 309-310/380-381。

81) *WN*, (Intro. 4/(1)20頁) (I. i. 4/(1)26頁) (I. i.

ただ、文明社会という語のみならず、「商業社会 commercial society」の語も用いられており、第一篇第四章「貨幣の起源と使用について」において、分業がいったん確立されると、各人は他人の労働による生産物との交換で生活するようになり、「こうしてだれもが交換することによって生活するのであり、言い換えれば、ある程度商人になるのであり、社会そのものが商業社会 commercial society と呼ぶのが当然なものとなるに至るのである」<sup>82)</sup>と述べている。厳密に言うと、四段階の社会発展段階のうち、狩猟、遊牧の各段階、そして分業発達以前の農業社会と違い、「商業社会」は皆が商人であるという意味で特定の職業形態によって規定されているわけではない。商業社会では、分業の全面化により、各人が交換に基づいて、職業が細分化するからである。各人が交換によって生きるという生き方が「商人的」だということから、「商業社会」とスミスは命名しているのである。商業社会とは、四段階理論の一つであり、生活様式に基づくものであり、経済的範疇に属することの証左である。この箇所は、それ以前において、未開（野蛮）—文明の対比が用いられてきたことを踏まえたものであり、生存様式・経済的範疇に限定する限り、分業の全面化した社会＝文明社会＝商業社会という構図が成り立つ（もちろん、文明社会は、単なる「商業社会」を超えた、諸領域にまたがる社会状態を指す概念であるが）。

また、第一篇第十一章「地代について本章の結論」で示されているように、「あらゆる国の

土地と労働の年々の生産物全体、あるいはこれと同じことになるが、この年々の生産物の全価格は、すでに述べたように、土地の地代と労働の賃金と資本の利潤との三つの部分に自然に分割され、地代で生活する人びとと賃金で生活する人びとと利潤で生活する人びとという、三つのことなる階層の人びとの収入を構成する。これらの人びとはあらゆる文明社会 every civilized society を本来的に構成する三大階級であって、他のどの階層の収入も彼らの収入から究極的には引き出されるのである」<sup>83)</sup>。スミスにとって文明社会とは、三大階級（地主、資本家、労働者）と、その収入源（地代、利潤、賃金）からなる資本主義社会のことでもあった。

さて、「civilized」の第二の用法として、統治術の洗練された社会という用法も存在する。例えば、第四編第七章第二節「新植民地繁栄の諸原因」において、「文明国民 a civilized nation が領有した植民地は、他のどのような人間社会よりも急速に富強に向かうものである」とするが、ここでいう植民地とは北米植民地のことであるから、文明国民＝ブリテン人となる。北米原住民は、「未開野蛮の諸民族 savage and barbarous nations」<sup>84)</sup>と表現されている。

また、司法面でも、「civilized」の語は用いられている<sup>85)</sup>。

さて、統治術の洗練と関連して、「civilized」の語は、軍事面での洗練というニュアンスも帯びることになる。そこでは社会の四段階の発展に伴う軍事面での社会的変化という関連において「civilized」という語が用いられている<sup>86)</sup>。

11/(1)34, 35-36頁) (I. ii. 26/(1)38頁) (I. iv. 11/(1)60頁) (I. vi. 24/(1)102頁) (I. viii. 39/(1)144頁) (I. xi. d. 3/(1)307) (I. xi. e. 29/(1)327頁) (I. xi. n. 3/(1)416-417頁) (III. i. 1/(2)183頁) (III. iii. 14/(2)225頁) (III. iii. 15/(2)226頁) (IV. v. b. 4/(3)49頁) なお、ミラボーからの引用であるが、同様の用法として、(IV. ix. 38/(3)326頁)がある。

82) *Ibid.*, I. iv. 1/(1)51頁。

83) *Ibid.*, I. xi. p. 7/(1)431-432頁。

84) *Ibid.*, IV. vii. b. 1-2/(3)126. 法と統治の洗練としての他の用法としては、(I. i. 10/(1)33頁)が存在する。

85) *Ibid.*, (V. i. b. 5, 6, 7/(3)376-378頁)。

86) *Ibid.*, (V. I. a. 5/(3)346頁) (V. i. a. 11/(3)351頁) (V. i. a. 35/(3)364頁) (V. i. a. 36/(3)366頁) (V. i. a.

特に軍事は文明のあり方と大きく関わるものとして捉えられている。第五編第二章第一節「主権者または共同社会の専属でありうる原資すなわち源泉について」において、「ヨーロッパの文明化した君主国 *civilized monarchies of Europe*」「文明国 *civilized state*」「文明化した君主 *civilized monarchy*」という表現が、王領地や公共の土地からの収入で国家の歳入を賄うことはできないとの文脈で出てくる。ここでは、王領地からの収入で国家歳費を賄っていた中世的過去との区別がなされている<sup>87)</sup>。

さらに、軍事面での洗練との関連でいうと、第一篇第三章「分業は市場の広さによって制限されるということ」において、「最初に文明化した *first civilized* 諸国民は、地中海沿岸に住む諸国民であった」<sup>88)</sup>。産業の分化・改良は、交易網の広範な発達から生じるが、水上運送は陸上運送よりも広範な市場を提供するので、内陸国より沿岸国の方がより産業の分化・改良が速く進むという例として<sup>89)</sup>、「地中海沿岸のすべての国のうち、エジプトは、農業または製造業をかなりの程度に開発し改良した最初の国であったように思われる」<sup>90)</sup>とする。その理由としてナイル川とその水路を利用した内陸航行の容易さを挙げている。また、東インドのベンガル諸州とシナの東部諸省のいくつかが、水運により文明化した例として示されてもいる<sup>91)</sup>。逆に、アフリカの内地地帯やシベリアなどの北方アジアは「野蛮で非文明的な状態 *barbarous and uncivilized state*」と表現されている<sup>92)</sup>。

この記述から分かることは、交易の広範な発

達により、分業や、農業と製造業における改良がおこり、「文明」状態に到った社会が古代において存在していたことであり、また「文明」が必ずしも、スミスが生きていた時代近辺やヨーロッパに限定されたものとして捉えられてはいなかったことである。古代に文明が存在していたとすることは、裏を返せば、エジプトのような古代文明はその後消滅するわけであるから、「文明」は単線的に発展するのみではなく、衰亡もありうることを認識していたことを示すものである。

さらに、古代ローマ帝国末期において、野蛮国の民兵が「文明国 *a civilized nation*」の民兵に勝ったということを論じている<sup>93)</sup>。古代ローマ帝国は、墮落しているかもしれないが、依然として文明社会であった。

第五編第一章第一節「防衛費について」において、「社会の文明化が進むにつれて *as the society advances in civilization*」防衛費がかかるようになるということが述べられているが、常備軍の導入に加えて、火器の発明がその大きな要因である。火器の発明（いわゆる軍事革命——火器その他の軍事兵器の革命と築城術の向上に基づく、戦争・軍隊の高度化と高騰化）<sup>94)</sup>により、防衛費がさらにかかることにより、軍事革命の成果をその財力で手にすることのできる「豊かで文明化した *opulent and civilized*」国民は、「貧しくて野蛮な *poor and barbarous*」民族（この対比は同段落内で3度でてくる）に対して有利になっているという。そして、それは、「文明の永続にとっても拡大にとっても *to permanency and to the extension of*

37-39/(3)367-369頁) (V. i. a. 42, 44/(3)372-373頁)。

87) *Ibid.*, V. ii. a. 16, 18, 19, 21/(4)127, 130-131頁。

88) *Ibid.*, I. iii. 5/(1)47。

89) *Ibid.*, I. iii. 3/(1)44-45頁。

90) *Ibid.*, I. iii. 6/(1), 47-48頁。

91) *Ibid.*, I. iii. 7/(1), 48頁。

92) *Ibid.*, I. iii. 8/(1), 49頁。

93) *Ibid.*, V. i. a. 36/(3)366頁。

94) 軍事革命については、Parker, Geoffrey Parker, *The Military Revolution: Military innovation and the rise of the West, 1500-1800*, Cambridge University Press, 1990. (大久保桂子訳『長篠合戦の世界史—ヨーロッパ軍事革命の衝撃1500-1800』同文館出版, 1995年)を参照せよ。

civilization」極めて有利になったという<sup>95)</sup>。

国家の興隆と滅亡という単純な循環論的認識への反論の材料がここでは提供されている。もはや、古典古代と同様の経路をたどっては文明社会は衰亡しないということは、スミスが社会の進歩という発想を持っているという理論的根拠を提供している。

#### IV 結論

このように分業の進展→それによる富裕→それによる歳入の増大→それによる軍事上の優位と野蛮社会への文明社会の優位性の獲得→それによる文明社会永続への可能性というような構図が成立していた。もちろん、そのような永続の可能性を、スミスは確信的に示しているわけではなく、あくまで潜在的な可能性を示すということに留まっている。理論的には、古典古代とはまた別の形であれ、近代の文明社会が衰亡する可能性は残されていた。

スミスは当時の文明社会の弊害をもよく捉えていた。よく知られているように、第五編第一章第三節第二項「青少年教育のための施設の経費について」において、スミスは分業の弊害を捉えていた。そこでは、狩猟社会、遊牧社会、製造業と対外商業発達以前の農業社会との対比における、「文明社会 civilized society」での分業の弊害、下層階級の無知が述べられている。「文明化した状態 civilized state」「文明商業社会 a civilized and commercial society」との表現も出てくる<sup>96)</sup>。

そこでは、分業の弊害として、「労働によって生活する人々の圧倒的大部分すなわち国民の大部分」が単純作業を強いられ、「およそ人間としてなりうるかぎり愚かで無知に」なり、「精神の活発さを失うことによって、かれはどんな

理性的な会話を楽しむことも、それに参加することもできなくなるばかりでなく、寛大、高貴、あるいはやさしい感情をもつこともできなくなり、そのため私生活の普通の義務でさえ、その多くについてなにも正当な判断をくだせなくなる<sup>97)</sup>。

そのための処方箋として、スミスは労働者の教育を挙げているのであるが、これは、『道徳感情論』において、文明社会が習俗・諸情念の洗練として捉えられていたことと一見すると矛盾するように思われるだろう。しかしながら、必ずしも絶対的な内的矛盾とも言えないのである。現実の文明社会は、良い面も悪い面も含むのであり、その悪い面の修正により、文明はさらなる進歩が可能となると、スミスが考えていたとも推測しうるであろう。

まとめておくと、スミスにおいて、「文明化 civilized」の語は、『「エディンバラ評論」への寄稿文』における、未開—文明認識にはじまり、『道徳感情論』では、「civilized」は原語が持っていた語義に近い、習俗・諸情念の洗練を主体として用いられた。また、『天文学史』においては、未開と文明とを分ける境界は、生計の安定、統治と法の確立による安全の確保にあった。文明社会においてはそれが確保されているからこそ、人々は「迷信」を脱し、哲学を開始したというのである。『修辞学・文学講義』においては、文明社会となり、ある程度余裕のある人々が多くなると、快樂をそれ自体として追求するなかから散文などの技芸が生じるとしたのである。『法学講義』では、法と統治の洗練に基づきつつ、習俗のみならず、商慣習・法慣習における洗練をももたらすものとして文明社会は捉えられていた。ここで、文明か否かの基準となるのは、法と統治が存在するかどうかではなく、あくまで法と統治が社会の秩序原理として確立しているかどうか（統治の洗練）とい

95) *WN.*, V. i. a. 42, 44/(3)372-373頁.

96) *Ibid.*, V. i. f. 50-52, 54, 61/(4)50-52, 54, 59頁.

97) *Ibid.*, V. i. f. 50/(4)49-50頁.

う規準に基づくということである。このように、文明社会とは、法と統治に人々が服することによる秩序の確立や経済的安定と富裕に基礎を置きつつ、知的好奇心の純粋な開花と知的諸能力の向上、習俗と社交の洗練をも生む社会でもあった。こうして、遅くとも1750年代の終わりまでには書かれたこれらの著作を通じて、スミスは文明社会の有する多様な現象、およびその原因（法と統治の洗練、そして富裕）を捉えていた。しかし、この時点では、文明社会の内的発展原理の核となる分業は、『国富論』ほ

どには十全に捉えられていなかった。『国富論 初期草稿』に見られるように、1760年代において、分業論はさらに深く考察されるようになった。さらに『国富論』では、分業の完成という経済面での洗練というニュアンスを強く帯びる用語として「civilized」が用いられている。分業による文明社会のメカニズム自体が捉えられることになった。そして、その極致として文明永続の可能性（文明循環史観からの脱却）が語られることになる。